

10. 巻末資料

◆障がい者歯科診療施設◆

施設名	所在地	電話番号	FAX	診療日
大阪府立急性期総合医療センター	大阪市住吉区万代東 3-1-56	06-6692-1201	06-6606-7000	月～金
大阪府歯科医師会付属 障害者歯科診療所センター	大阪市天王寺区堂ヶ芝 1-3-27	06-6772-8887	06-6774-0488	火・木・土
子供の城療養クリニック	大阪市淀川区西中島 5-6-6 公文教育会館 6階	06-6304-5663	06-6304-5664	月・火・木・金
ポバース記念病院	大阪市城東区東中浜 1-6-5	06-6962-3131	06-6962-8064	月～金 第2土
森之宮病院	大阪市城東区森之宮 2-1-88	06-6969-0111	06-6969-8001	月～金 土(要相談)
大阪赤十字病院	大阪市天王寺区筆ヶ崎町 5-30	06-6774-5111	06-6774-5131	月～水・金
南大阪小児リハビリテーション病院 (18歳未満に限る)	大阪市東住吉区山坂 5-11-21	06-6699-8735	06-6699-8134	月～金
豊中市医療保健センター本部診療所	豊中市上野坂 2-6-1	06-6848-1661	06-6852-6635	火・木
豊中市立医療保健センター南部診療所	豊中市島江町一丁目 3-14-101	06-6332-8555	06-6332-5588	水
(一財) サンスター財団附属 千里歯科診療所	豊中市新千里東町 1-1-3 SENRITO よみうり 3階	06-6834-1189	06-6834-1672	月・火・水 金・土
市立吹田市民病院	吹田市岸部新町 5-7	06-6387-3311	06-6380-5825	月～金 各午後
北大阪ほうせんか病院	茨木市室山 1-2-2	072-643-6921	072-641-4604	月～木
枚方療育園	枚方市津田東町 2-1-1	072-858-0373	072-858-9521	月～金
枚方休日歯科急病診療所 障害者(児)歯科部	枚方市禁野本町 2-14-16	072-848-0851	072-848-0851	木 土(月2回)
あおば歯科診療所	守口市大宮通 1-13-7 守口市市民保健センター内	06-6992-2223	06-6998-3762	水・木・土
四天王寺和らぎ苑	富田林市向陽台 1-3-21	0721-29-0836	0721-29-3916	月・火・水・金 第1、3、5土
堺市重度障害者歯科診療所	堺市堺区大仙中町 18-3	072-243-4488		月～金
堺市口腔保健センター附属 障害者歯科診療所	堺市堺区大仙中町 18-3	072-243-1904	072-243-3088	火・木
貝塚市立休日急患診療所	貝塚市畠中 1-18-8	072-432-1453		日
阪南市民病院	阪南市下出 17	072-471-3321	072-471-6543	水

◆市内・近隣の主要公共施設一覧◆

<市一般>		
和泉市役所	府中町二丁目 7 番 5 号	41-1551
和泉シティプラザ出張所	いぶき野五丁目 4 番 7 号	57-6610
和泉シティプラザ生涯学習センター	いぶき野五丁目 4 番 7 号	57-6661
和泉シティプラザ男女共同参画センター	いぶき野五丁目 4 番 7 号	57-6640
和泉シティプラザ保健福祉センター	いぶき野五丁目 4 番 7 号	57-6620
上下水道部 お客さまサービス課	いぶき野五丁目 4 番 11 号	99-8149
和泉市立保健センター	府中町四丁目 22 番 5 号	47-1551
和泉市立総合医療センター	和気町四丁目 5 番 1 号	41-1331
<教育・文化>		
ゆう・ゆうプラザ(人権文化センター)	伯太町六丁目 1 番 20 号	44-0030
コミュニティセンター	府中町二丁目 7 番 5 号	43-0532
TRC 和泉図書館	府中町一丁目 20 番 1 号	44-3071
TRC シティプラザ図書館	いぶき野五丁目 4 番 7 号	57-6670
和泉市久保惣記念美術館	内田町三丁目 6 番 12 号	54-0001
大阪府立弥生文化博物館	池上町四丁目 8 番 27 号	46-2162
<福祉>		
和泉市立総合福祉会館	府中町四丁目 20 番 4 号	43-7510
和泉市立北部総合福祉会館	幸二丁目 5 番 16 号	45-5781
和泉市社会福祉協議会	府中町四丁目 20 番 4 号	43-7513
和泉ボランティア・市民活動センター 「アイ・あいロビー」	いぶき野五丁目 1 番 7 号	57-0294
<環境・衛生>		
彩生館	室堂町 674 番地の 58	55-5060
いずみ霊園	小野町 15 番地の 3	43-1242
泉北環境整備施設組合 泉北クリーンセンター	舞町 87 番地	41-2030
<警察・消防・郵便局>		
和泉警察署	伯太町二丁目 1 番 7 号	46-1234
消防本部(救急医療機関問合せ)	一条院町 140 番地の 2	41-0119
火災などの災害テレホン案内		0180-99-7099
和泉郵便局	いぶき野五丁目 4 番 1 号	0570-041-518
<市内主要施設>		
大阪府和泉保健所	府中町六丁目 12 番 3 号	41-1342
光明池運転免許試験場	伏屋町五丁目 13 番 1 号	56-1881
運転免許更新(試験)案内		57-0040(0041)
和泉自動車検査登録事務所	上代町官有地	050-5540-2060
大阪母子医療センター	室堂町 840 番地	56-1220
<市外主要施設>		
大阪府庁	大阪市中央区大手前二丁目 1-22	06-6941-0351
泉大津税務署	泉大津市二田町 1 丁目 15 番 27 号	33-5601
泉大津労働基準監督署	泉大津市旭町 22 番 45 号 テクスピア大阪	32-3888
泉大津公共職業安定所 ハローワーク泉大津	泉大津市旭町 22 番 45 号 テクスピア大阪	32-5181
堺西年金事務所	堺市西区浜寺石津町西 4-2-18	072-243-7900
大阪法務局岸和田支局	岸和田市上野町東 24 番 10 号	072-438-6501
大阪地方検察庁岸和田支部	岸和田市上野町東 24 番 10 号	072-438-7575

◆障がい者相談支援センター◆

障がい者相談支援センターは、

障がいのある人やそのご家族のための、地域に密着した総合相談の窓口です。

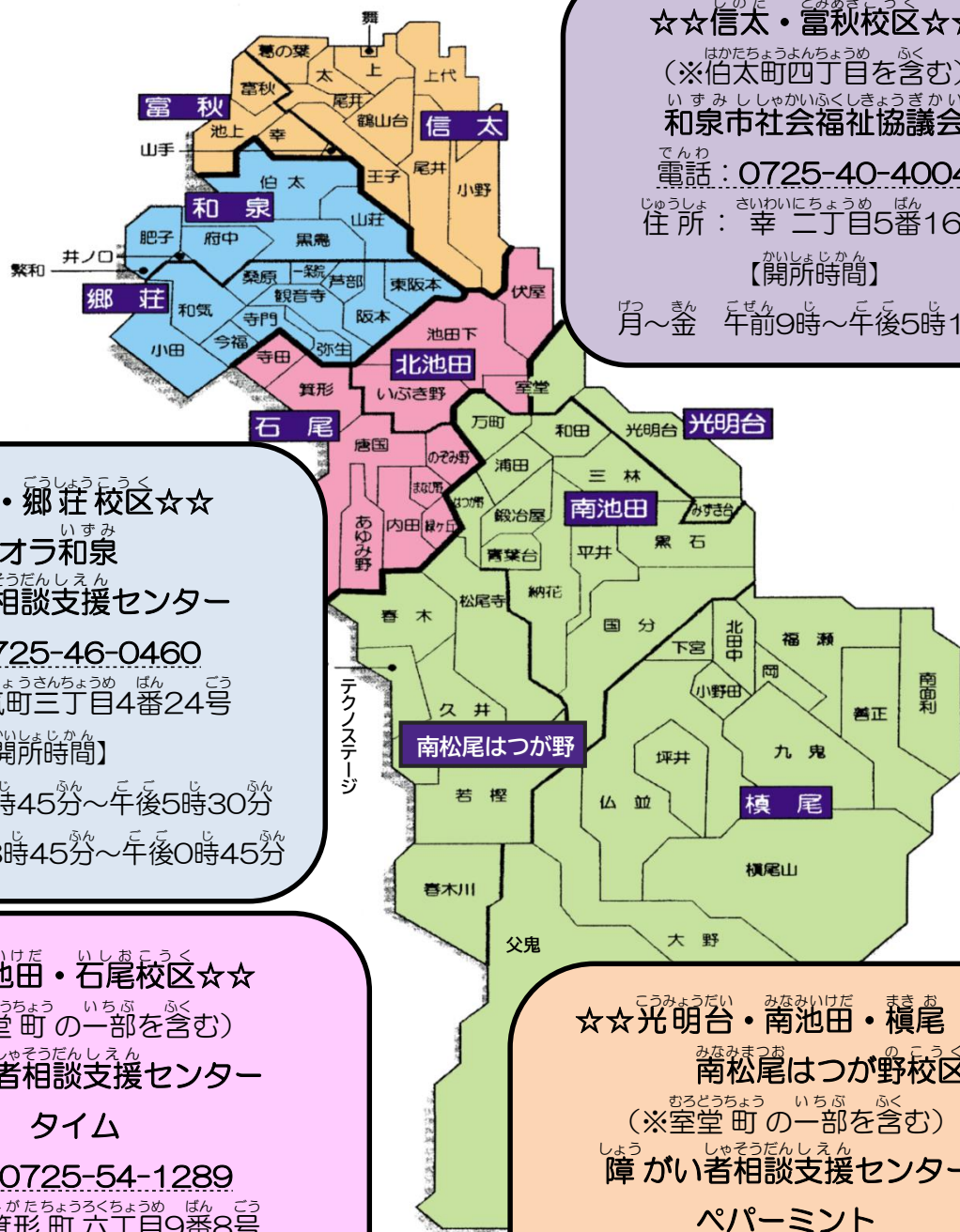
和泉市にお住いの障がいのある人を対象とし、障がいの種別、手帳や診断の有無は問いません。

- ・生活のこと、お金のこと、仕事のことなど、いろいろな相談を家の近くでしたい。
- ・障がい福祉サービスを使いたいけど、よく分からないので詳しく教えてほしい。
- ・障がい福祉サービスの事業所に関することを知りたい、申請手続きを教えてほしい。

・・・そんなときは、障がい者相談支援センターへお気軽にご相談ください。

状況に応じて、専門的な相談機関を紹介することもあります。

※相談窓口は、祝日及び年末年始はお休みです。



☆☆信太・富秋校区☆☆

(※伯太町四丁目を含む)

和泉市社会福祉協議会

電話：0725-40-4004

住所：幸二丁目5番16号

【開所時間】

月～金 午前9時～午後5時15分

☆☆和泉・郷荘校区☆☆

ピオラ和泉

障がい者相談支援センター

電話：0725-46-0460

住所：和気町三丁目4番24号

【開所時間】

月～金 午前8時45分～午後5時30分

土 午前8時45分～午後0時45分

☆☆北池田・石尾校区☆☆

(※室堂町の一部を含む)

障がい者相談支援センター

タイム

電話：0725-54-1289

住所：箕形町六丁目9番8号

【開所時間】

月～金 午前9時～午後5時

☆☆光明台・南池田・横尾

南松尾はつが野校区☆☆

(※室堂町の一部を含む)

障がい者相談支援センター

パーメント

電話：0725-51-7215

住所：納花町 330番地の1

【開所時間】

月～金 午前9時～午後5時

◆障がい者基幹相談支援センター◆

基幹相談支援センターは、総合的な相談窓口です。

- ・虐待かもしれない。(身体にアザがある、ごはんを食べていない、服がよごれたまま、怒鳴られている等)
- ・親亡き後の子どものことが心配なので、成年後見制度の利用を考えたい。
- ・精神科病院での入院が長期化してきたので、退院に向けて相談したい。
・・・そんなときは、基幹相談支援センターへお気軽にご相談ください。

●住所:幸二丁目5番16号

●TEL:0725-40-4004

●虐待防止センター専用ダイヤル:0725-99-8030(24時間365日)

◆あいサポート運動の推進◆



あいサポート
シンボルマーク

このバッジをつけている人は、「あいサポーター研修」という研修を受けている人です。障がいのある人が困っている時に手助けをします。

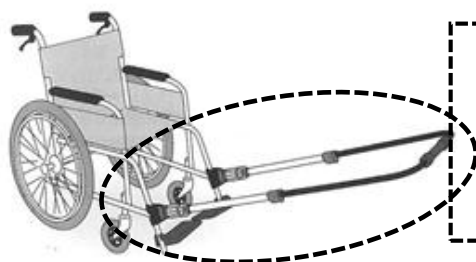
『障がいのある人もない人も、共に生きることの大切さを認識し、共に自立し、支えあう社会を目指し、共生社会の実現に向けて、さらに一歩進んでいける』よう取り組んでいます。

◆「車いす」・「牽引式車いす補助装置」の無料貸出◆

障がい福祉課では、「車いす」のほかに、車いすに取り付けて砂利道等でのスムーズな移動を可能にする「牽引式車いす補助装置」を貸出しています。1週間前から電話で予約が可能です。ぜひご活用ください。

●車いすの貸出●

期間:原則1か月



この部分が
「牽引式車いす補助装置」です。
この装置を取り付けることで、
人力車のように車いすを牽引することができます。

●牽引式車いす補助装置の貸出●

期間:原則1週間



障がい者の元気づくりを応援します

和泉市では、北部総合福祉会館・総合福祉会館・保健福祉センターにおいて、障がいを持つ人に、以下の事業を行っています。詳しいことはお気軽にお問い合わせください。家から出て、いろいろな人と会話を楽しみ、交流することは、いつまでも元気であり続ける秘訣です。さあ、あなたも参加してみませんか？

●北部総合福祉会館●

和泉市幸二丁目5番16号 TEL:0725-45-5781 FAX:0725-41-3191

●総合福祉会館●

和泉市府中町四丁目20番4号 TEL:0725-43-7510 FAX:0725-43-7512

●保健福祉センター（和泉シティプラザ内）●

和泉市いぶき野五丁目4番7号 TEL:0725-57-6620 FAX:0725-57-6623

	事業名	内容や目的	対象
北部総合福祉会館	機能訓練	身体機能、残存機能の維持・強化等を図るとともに、日常生活動作及び生活の向上を図ります。	身体障がい者手帳をお持ちの人で、状態が安定しており、自宅で生活している人
	パソコン講習会	初心者を対象とした講習会です。 ※障がい者対象機種ではありません。	身体障がい者手帳をお持ちの人（肢体不自由者、内部疾患者）
	識字教室	「ひらがな」「漢字」の読み書き練習を行います。	障がい者手帳をお持ちの人
	日帰り野外研修	様々な施設等への社会見学や体験を通して、交流を図ります。	
	音楽活動	楽器を演奏したり歌を歌ったりして、交流を図ります。	
	芸術文化活動	仲間と一緒にいろいろな活動をしています。 活動内容：カラオケ・クッキング等	
総合福祉会館	機能訓練	理学療法士の指導を受けながら、日常生活で必要な身体機能を維持するための体操を行います。	身体障がい者手帳をお持ちの人で、状態が安定しており、自宅で生活している人
	創作活動教室	仲間と一緒に「つくる」喜び・楽しさを感じてみませんか？（手編・絵画・生花・陶芸・書道） ※材料費は実費 ※1人1教室	身体障がい者手帳、または療育手帳をお持ちの人
保健福祉センター	障がい者のための教養講座	生きがい、仲間、健康づくりのための機会を提供し、健康の保持増進をはかることを目的としています。	18歳以上の身体障がい者手帳をお持ちの人（ただし、付き添いなしで通える人、または介助の人が一緒に来られる人）

障がいに関するマーク



障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障がい者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。
※このマークは「すべての障がい者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。



世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。このマークを見かけた場合には、視覚障がい者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。



聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。



身体障がい者補助犬法の啓発のためのマークです。身体障がい者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障がいのある人が身体障がい者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障がい者差別に当たります。補助犬はペットではありません。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的に声をかけをお願いします。



聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。聴覚障がい者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮について御協力をお願いします。



オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障がいのある障がい者のことをいいます。このマーク (JIS Z8210) は、オストメイトの為の設備 (オストメイト対応のトイレ) があること及びオストメイトであることを表しています。このマークを見かけた場合には、身体内部に障がいのある障がい者であること及びその配慮されたトイレであることを御理解の上、御協力をお願いします。



「身体内部に障がいがある人」を表しています。身体内部 (心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能) に障がいがある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。内部障がいの方の中には、電車などの優先席に座りたい、障がい者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障がいへの配慮について御理解、御協力をお願いします。



白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。
※駅のホームや路上などで視覚に障がいのある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。



義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです (JIS規格)。ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。



耳が聞こえない人が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示することもできます。耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「手話で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「手話で対応します」等の意味になります。



耳が聞こえない人、音声言語障がい者、知的障がい者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示することもできます。耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。